

中小企業事業継続応援貸付金要項

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減する県内の中小企業者・小規模事業者に対して、事業継続等に必要な資金として、中小企業事業継続応援貸付金（以下「貸付金」という。）を市町村と協調し貸付けることにより、事業の継続や雇用の維持を支援する。

2 貸付金の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、中小企業者・小規模事業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者及び小規模企業者とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

(貸付対象者)

第3条 この要項における貸付金の貸付対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者・小規模事業者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年12月末までに事業を開始し、今後も事業継続の意思があること。
- (2) 令和2年1月から令和2年12月までの期間において、いずれかの月の売上高（消費税及び地方消費税相当額は除く。以下同じ。）が令和元年（平成31年）の同月に比して50パーセント以上減少していること（ただし、令和元年（平成31年）中に事業を開始した場合は、令和2年1月から令和2年12月までの期間におけるいずれかの月の売上高と令和元年（平成31年）の事業開始月以降における月平均の売上高を比較し、50パーセント以上減少していること）。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等向け融資（公的融資制度や預金を取り扱う金融機関による融資）を受けられなかったこと。
- (4) 県税・市町村税について、原則として未納がないこと。
- (5) 県が行う関係書類の提出指導、事業聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（「茨城県が暴力団排除措置を講ずるため

の連携に関する協定書の締結等について」（平成 23 年 3 月 30 日付け総第 1161 号総務部長通知）1 の排除対象者をいう。）でないこと。

- 2 前項の規定のほか、貸付金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者は、貸付対象者とししない。

（貸付額）

第 4 条 貸付額の上限は、次の計算式により算出した金額と次項の上限を比較し、いずれか低い額とする。

計算式
令和元年の総売上高（事業収入額）×1/2 －（前年同月比マイナス 50%以上の月の売上高×6 か月） ただし、収入に季節性がある場合等は、別途定めるところによる。

- 2 貸付額の上限は、150 万円とする。ただし、中小企業者・小規模事業者の所在する市町村において、当該貸付金の協力を得られた場合には、200 万円を上限とする。
- 3 前項の協力を得られない場合においては、第 1 項に規定する「計算式により算出した金額」は、第 1 項の計算式により算出した金額に 4 分の 3 を乗じて得た金額とする。
- 4 この条の規定による計算について、貸付額は 10 万円未満切り捨てとする。

（償還期限）

第 5 条 償還期限は 10 年以内とし、据置期間は 5 年以内とする。ただし、償還期限については、最終償還期限までの年度において、県の審査を経たうえで、10 年を限度に 1 回の延長を行うことができる。

（償還方法）

第 6 条 半年賦（元金均等）あるいは一括返済とする。ただし、資金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、いつでも繰上償還することができる。この場合、償還額は 1 万円単位とする。

（貸付利率及び担保）

第 7 条 貸付金は、無利子無担保とする。

（貸付申請）

- 第 8 条 貸付けを受けようとする者（以下「貸付申込者」という。）は、中小企業事業継続応援貸付金申請書（様式 1）（以下「貸付金申請書」という。）に知事が必要と認める書類を添えて、貸付申込者の事業所の所在地を管轄する商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出を受けた商工会等は、貸付条件等に該当すると認めたときは、その旨を記載した当該申請書を添付書類とともに知事に提出しなければならない。
 - 3 申請期間は、この要項の施行日から令和 3 年 2 月 26 日までとする。

（貸付決定）

- 第 9 条 知事は、前条の規定による貸付金申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、予算の範囲内において貸付けを決定するものとする。
- 2 知事は、貸付けを行うことを決定したときは、申請者に対して中小企業事業継続応援貸付決定通知書（様式 2）（以下「貸付決定通知書」という。）により通知し、貸付けを行わないことを決定したときは、申請者に対して中小企業事業継続応援貸付不承認決定通知書（様式 3）を通知するものとする。

（契約締結）

- 第 10 条 知事は、前条の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受決定者」という。）と金銭消費貸借契約を締結するものとする。
- 2 金銭消費貸借契約に係る諸費用については、すべて借受決定者の負担とする。

（保証人）

- 第 11 条 知事は、前条の金銭消費貸借契約を法人と締結するときには、当該法人の代表者を連帯保証人（以下、「保証人」という。）に立てさせるものとする。

（届出等）

- 第 12 条 借主又は保証人は、次のいずれかに該当するときは重要事項届出書（様式 4）を知事に提出しなければならない。
- （1）氏名（名称又は代表者を含む）、住所その他申請内容を変更したとき。
 - （2）仮差押え又は仮処分の申請を受け、強制執行、競売の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

- (3) 破産，事業の廃止その他貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
- 2 借主又は保証人が前項の届け出を怠るなど借主又は保証人の責めに帰すべき事由により，知事が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には，通常到達すべき時に到達したものとする。

(貸付決定の取消等)

- 第 13 条 知事は，借受決定者等が次のいずれかに該当するとき
は，貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し，又はすでに貸
付けた貸付金の全部若しくは一部を償還させることができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく契約の規定に違反したとき。
- (3) 仮差押え又は仮処分の申請を受け，強制執行，競売の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産，事業の廃止その他貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

(違約金)

- 第 14 条 借主は，支払期日までに貸付金を償還せず，又は前条の規定により知事が償還を請求した金額を支払わなかったときは，支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず，借主は，前条第 1 号及び第 2 号に該当する場合において，同条の規定により知事が償還を請求したときは，当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ，貸付金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。
- 3 違約金の額が 1,000 円未満であるとき，又は貸付金の償還が遅延し，若しくは償還しないことについて知事がやむを得ない事由があると認めるときは，違約金の全部又は一部を徴収しない。

(償還期限の延長)

- 第 15 条 第 5 条の規定により償還期限の延長を申請しようとする者は，償還期限延長申請書(様式 5)にその事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により償還期限延長申請書の提出があったときは延長の可否を決定し、延長を行なうときは、当該申請者に対して償還期限延長決定通知書（様式6）により通知し、延長を行わないときは、償還期限延長不承認決定通知書（様式7）を通知するものとする。

（償還期間及び償還方法の変更）

第16条 借主が第9条の規定により決定された償還期間を短縮し、又は償還方法を変更しようとするときは、償還期間・償還方法変更申出書（様式8）を知事に提出しなければならない。

（繰上償還）

第17条 借主が繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（様式9）を知事に提出しなければならない。

（義務の消滅）

第18条 借主がこの要項に基づいて負担する義務は、貸付金の償還（未払の違約金がない場合）を完了したときに消滅する。

（その他）

第19条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和2年5月11日から施行する。